

平成二十七年七月十日受領
答弁第三〇四号

内閣衆質一八九第三〇四号

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出いわゆる「JKビジネス」を規制する法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出いわゆる「JKビジネス」を規制する法整備に関する質問に対する答弁書

御指摘の「JKビジネス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、少年の性を売り物とする新たな形態の営業等の規制については、御指摘の愛知県青少年保護育成条例（昭和三十六年愛知県条例第十二号）の改正を始め、各都道府県において地域の状況に応じた施策が実施されていると承知しており、当該営業等を規制する法律の整備については、各都道府県における施策の推進状況等を見つつ、その要否を含め慎重に検討してまいりたい。